

社会福祉法人 楽 晴 会
定 款

社会福祉法人 楽晴会 定 款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 養護老人ホームの経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービス事業の経営
- (ロ) 老人介護支援センターの経営
- (ハ) 老人短期入所事業の経営
- (ニ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (ホ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ヘ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ト) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- (チ) 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- (リ) 介護予防事業の経営
- (ス) 一般相談支援事業の経営
- (ル) 特定相談支援事業の経営
- (ヲ) 障害児相談支援事業の経営
- (ワ) 地域活動支援センターの経営
- (カ) 障害児通所支援事業の経営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人楽晴会という。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を青森県三沢市大町二丁目 6 番 27 号に置く。

第 2 章 役員及び職員

(役員の数)

第 5 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 10名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長はこの法人を代表する。

4 理事のうち理事長の指名、並びに理事会の承認により常務理事1名を置く。

5 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 理事長及び常務理事の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員職務)

第7条 役員職務は次の通りとする。

2 理事長はこの法人を代表し、その業務を統括する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、法人本部事業を統括指導する。

(役員選任等)

第8条 理事は、評議員総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

2 監事は、評議員会において選任する。

3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第9条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第10条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、理事長がこれを招集する。

3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合

を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

- 第11条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。
- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

- 第12条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び青森県知事に報告するものとする。
 - 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会、評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

- 第13条 この法人に、職員若干名を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
 - 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。
 - 4 法人において、業務の施行に際し、必要により事務局長を置くことができる。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

- 第14条 評議員会は、21名の評議員をもって組織する。
- 2 評議員会は、理事長が招集する。
 - 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
 - 4 評議員会に議長を置く。
 - 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
 - 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
 - 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
 - 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

ならない。

- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第15条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同 前)

第16条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第17条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第18条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。

第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第19条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産、公益事業用財産の三種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

建 物

- (1) 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢59番地54・59番地120所在の
鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺陸屋根二階建
晴ヶ丘老人ホーム 園舎 1棟 (1階 1,058.44平方メートル)
(2階 553.01平方メートル)
- (2) 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢59番地54・59番地120所在の
コンクリートブロック造陸屋根平家建
晴ヶ丘老人ホーム 機械室 1棟 (42.50平方メートル)

- (3) 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢59番地54・59番地120所在の
コンクリートブロック造陸屋根平家建
晴ヶ丘老人ホーム 受水層 1棟 (16.00平方メートル)
- (4) 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢59番地54所在の
鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
はるが丘デイサービスセンター
はるが丘介護支援センター 1棟 (320.74平方メートル)
- (5) 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢59番地54所在の
木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
はるが丘デイサービスセンター 機械室 1棟 (7.50平方メートル)
- (6) 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢59番地54所在の
木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
グループホームはるが丘 1棟 (327.92平方メートル)
- (7) 青森県三沢市大字三沢字園沢156番地8・156番地9・156番地11所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根三階建
三沢老人ホーム
三沢デイサービスセンター
三沢介護支援センター
園舎 1棟 (1階 2,319.20平方メートル)
(2階 498.57平方メートル)
(3階 27.36平方メートル)
- (8) 青森県三沢市松園町二丁目7番地15所在の
鉄骨造合金メッキ鋼板葺二階建
松園ケアラウンジ・スカイ 園舎 1棟 (1階 499.47平方メートル)
(2階 498.50平方メートル)
- (9) 青森県三沢市松園町二丁目7番地15所在の
木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
松園ケアラウンジ・スカイ 機械室 1棟 (10.35平方メートル)
- (10) 青森県三沢市大町二丁目4番地13所在の
木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
訪問介護事業所用事務所 1棟 (69.55平方メートル)
- (11) 青森県三沢市栄町三丁目125番地1・126番地1所在の
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき地下一階付二階建
栄町ぬくもりの家・栄町コラボケアセンター 園舎
1棟 (1階 1,004.31平方メートル)
(2階 410.73平方メートル)
(地下1階 222.87平方メートル)
- (12) 青森県三沢市岡三沢一丁目24番地6・24番地1所在の
木造合金メッキ鋼板ぶき二階建
岡三沢ぬくもりの家・岡三沢コラボケアセンター 園舎
1棟 (1階 1,034.66平方メートル)
(2階 99.37平方メートル)
- (13) 青森県三沢市松原町一丁目31番地3704所在の
木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

- 松原ぬくもりの家・松原コラボケアセンター 園舎 1 棟 (905.43平方メートル)
- (14) 青森県三沢市大町二丁目2番1号
木造亜鉛メッキ鋼板ぶき二階建
大町児童デイサービスセンターひかり・三沢発達支援センターひかり
園舎 1 棟 (1階 126.69平方メートル)
(2階 31.88平方メートル)
- (15) 青森県三沢市大字三沢字堀口164番地1所在の
木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
インディペンデント I 1 棟 (191.91平方メートル)
療育・障害者相談センターボイス 1 棟 (144.91平方メートル)
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
アートスクエア三沢 1 棟 (497.57平方メートル)
- (16) 青森県上北郡おいらせ町緑ヶ丘一丁目50番地2162所在の
木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
緑ヶ丘児童デイサービスセンターひかり・発達支援センターひかり
園舎 1 棟 (141.19平方メートル)

土 地

- (1) 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢59番54所在の
晴ヶ丘老人ホーム 敷地 1 筆 (3,232.01平方メートル)
- (2) 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢59番120所在の
晴ヶ丘老人ホーム 敷地 1 筆 (1,100.20平方メートル)
- (3) 青森県三沢市大字三沢字園沢156番8所在の
三沢老人ホーム 敷地 1 筆 (3,844.16平方メートル)
- (4) 青森県三沢市大字三沢字園沢156番9所在の
三沢老人ホーム 敷地 1 筆 (1,916.51平方メートル)
- (5) 青森県三沢市大字三沢字園沢156番11所在の
三沢老人ホーム 敷地 1 筆 (415.35平方メートル)
- (6) 青森県三沢市大字三沢字園沢156番14所在の
三沢老人ホーム 敷地 1 筆 (102.55平方メートル)
- (7) 青森県三沢市松園町二丁目7番15所在の
松園ケアラウンジ・スカイ 敷地 1 筆 (1,225.48平方メートル)
- (8) 青森県三沢市大町二丁目4番5所在の
訪問介護事業所用敷地 1 筆 (478.41平方メートル)
- (9) 青森県三沢市大町二丁目4番13所在の
訪問介護事業所用敷地 1 筆 (191.30平方メートル)
- (10) 青森県三沢市栄町三丁目125番1所在の
栄町ぬくもりの家・栄町コラボケアセンター 敷地
1 筆 (1,594.00平方メートル)
- (11) 青森県三沢市栄町三丁目126番1所在の
栄町ぬくもりの家・栄町コラボケアセンター敷地
1 筆 (833.00平方メートル)
- (12) 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢59番53所在の
晴ヶ丘老人ホーム・はるが丘在宅施設敷地 1 筆 (990.79平方メートル)

- (13) 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢60番1018・60番1052所在の
晴ヶ丘老人ホーム駐車場・排水処理施設・多目的広場用敷地 2筆
60番1018 (2,975平方メートル)
60番1052 (1,983平方メートル)
- (14) 青森県三沢市栄町三丁目126番2・126番3・126番4所在の
栄町ぬくもりの家・栄町コラボケアセンター駐車場用敷地 3筆
126番 2 (8.00平方メートル)
126番 3 (973.00平方メートル)
126番 4 (133.00平方メートル)
- (15) 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢59番121・59番145所在の
晴ヶ丘老人ホーム駐車場用敷地 2筆
59番121 (34.34平方メートル)
59番145 (124.70平方メートル)
- (16) 青森県三沢市大字三沢字前平所在の
三沢老人ホーム敷地 5筆
20番36 (1,797.00平方メートル)
20番37 (1,932.00平方メートル)
20番44 (987.00平方メートル)
20番45 (540.00平方メートル)
20番46 (611.00平方メートル)
- (17) 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢59番41所在の
晴ヶ丘老人ホーム 敷地 1筆 (1,087.00平方メートル)
- (18) 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢59番105所在の
晴ヶ丘老人ホーム 敷地 1筆 (145.00平方メートル)
- (19) 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢59番174所在の
晴ヶ丘老人ホーム 敷地 1筆 (10.00平方メートル)
- (20) 青森県三沢市松園町二丁目7番14所在の
松園ケアラウンジ・スカイ 敷地 1筆 (156.31平方メートル)
- (21) 青森県三沢市松園町二丁目7番19所在の
松園ケアラウンジ・スカイ 敷地 1筆 (389.58平方メートル)
- (22) 青森県上北郡おいらせ町緑ヶ丘一丁目50番2162所在の
緑ヶ丘児童デイサービスセンターひかり・発達支援センターひかり敷地
1筆 (629.19平方メートル)
- 3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第28条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第20条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、青森県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、青森県知事の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う

施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間融資機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第21条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規程にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(特別会計)

第22条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予 算)

第23条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決 算)

第24条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第25条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第26条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第27条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第5章 公益を目的とする事業

(種 別)

第28条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、

次の事業を行う。

- (1) 訪問看護事業
- (2) 居宅介護支援事業
- (3) 訪問入浴介護事業
- (4) 訪問介護員養成研修事業
- (5) 有料老人ホーム事業
- (6) 介護員養成研修事業
- (7) 一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）
- (8) サービス付き高齢者向け住宅事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

（剰余金が出た場合の処分）

第29条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第6章 顧問

（顧問）

第30条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問を受けて、これに答申するものとする。

第7章 解散及び合併

（解散）

第31条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第32条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

（合併）

第33条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、青森県知事の認可を受けなければならない。

第8章 定款の変更

（定款の変更）

第34条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、青森県知事の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を青森県知事に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

（公告の方法）

第35条 この法人の公告は、社会福祉法人楽晴会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行ふ。

(施行細則)

第36条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の変更を行うものとする。

理事長 齊藤 甫人
理 事 北村 正哉
三浦 道雄
林 静
佐久間 赳
浄法寺石之助

監 事 小比類卷金作
久保 はる

昭和42年12月27日

昭和49年 3月11日 変更

昭和54年 9月20日 変更

昭和57年 5月 4日 変更

昭和61年 1月31日 変更

平成 5年 5月 7日 変更

平成 7年 2月 8日 変更

平成10年11月30日 変更

平成12年12月28日 変更

平成13年11月21日 変更

平成14年 8月27日 変更

平成15年 7月23日 変更

平成15年11月 5日 変更

平成17年 4月11日 変更

平成17年11月14日 変更

平成18年 4月11日 変更

平成18年 7月 5日 変更

平成19年 6月29日 変更

平成20年 5月 7日 変更

平成21年 8月25日 変更

平成22年 1月19日 変更

平成22年 5月28日 変更

平成22年 9月30日 変更

平成23年 9月28日 変更

平成23年11月 2日 変更

平成24年 8月 9日 変更
平成25年 3月 6日 変更
平成26年10月21日 変更
平成27年 1月 8日 変更
平成27年 7月31日 変更
平成28年 2月 3日 変更
平成28年 6月21日 変更